

基幹統計調査の承認の状況

(令和2年12月1日～令和2年12月31日分)

令和3年1月27日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会教育調査	文部科学大臣	<p>令和3年調査について、以下のとおり、調査計画を変更</p> <p>① 報告者の選定方法の変更 「民間体育施設」の母集団情報を「社会教育施設等名称ファイル」から「事業所母集団データベース」に変更</p> <p>② 調査対象の範囲の変更 ①の変更を踏まえ、民間体育施設に係る調査対象の範囲を明確にするため、日本標準産業分類の分類名を引用する形で記載を見直し</p> <p>(注) 今回の変更は、「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書(統計精度検査関連分)」(平成30年3月)において、統計委員会が、「民間体育施設について、母集団を明確にした上で、母集団及び現状の調査実施の状況を踏まえて、次々回調査(注:令和3年調査)までに対応を検討すべき」旨の課題を付したことを受けた対応であり、変更内容については、既に令和2年10月30日開催の統計委員会評価分科会において、文部科学省から説明がなされ、同分科会において妥当との評価が行われているものである。</p>	R2.12.25

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。